

また、国民年金対象者の標準報酬の最低を表 4-1-1 の第 II 階層にあたる月額 65,355 円とすると、総所得は 7591 兆円となるので、保険料率は 0.207 となる（総報酬換算では、0.155 となる）。

統合後の国庫負担のあり方

まず、現行制度では、国民年金（180 兆円）+厚生年金（1430 兆円）の合わせて 1610 兆円の将来給付債務がある。また、我々の今回の推計では、給付代替率が 0.549 で最低年金額が 780,000 円の場合、1574 兆円の将来給付債務となる。もし、給付の総体を変えないという前提でこれを見直すならば、最低年金額の水準を上げることが可能となる。我々の試算では、最低年金額を現行の 11% 増しの、892,662 円まで引上げが可能である。この場合、報酬比例型国民年金の最低年金補償分が 115 兆円、3 号被保険者分の将来給付債務が 173 兆円となり、総額で 1610 兆円（完全報酬比例型国民年金 344 兆円 + 完全報酬比例型厚生年金 1266 兆円）が将来給付債務の総額となる。

最低年金額分（892,662 円）のケース

現行の制度において、国庫負担は基礎年金拠出金の 1/3 および事務費の全額と定められている。しかし、今回の推計のようにすべての年金額が報酬比例の場合、こうした考え方で議論をすすめることは出来ない。まず、最低年金額分の将来給付債務の 1/3 を国庫負担で賄うということで論を進めたい。

報酬比例型国民年金の将来給付債務のうち、最低年金額分（892,662 円）の将来給付債務は 239 兆円（総額 344 兆円）である。一方、完全報酬比例型年金厚生年金の場合、最低年金額分の将来給付債務分は、334 兆円 + 155 兆円 = 449 兆円（総額 1248 兆円）である。したがって、

$$\text{合計 } 688 \text{ 兆円} \div 3 = 229 \text{ 兆円}$$

が将来期間の国庫負担である。これは、財政再計算で等で予定されている将来期間に対する国庫負担 260 兆円より 31 兆円少ない。この分で財政再計算において過去期間に対応する給付債務のうち、将来保険料の引上げにより賄うとされている財源（過去債務）を賄うとすると、

$$480 - (260 - 229) = 449 \text{ 兆円}$$

となる。これを保険料で賄わざ永久償却すると必要な財源は年間約 11 兆円（1999 年度価

格)となる。以上の結果は表 4-1-5 にまとめておいた。保険料率は、標準報酬ベースでは

$$1381 \text{ 兆円} \div 7428 \text{ 兆円} = 18.59\%$$

(標準報酬月額の最低 65,355 円なら、 $1381 \text{ 兆円} \div 7591 \text{ 兆円} = 18.19\%$ である。

総報酬ベースであれば、それぞれ、14.30%、13.99%となる。)

また、仮に国庫負担は図 4-1-2 にあげたように最低年金額を下回る者だけを対象とすることにすると、報酬比例型国民年金の将来給付債務のうち、最低年金額分 (892,662 円) の将来給付債務は 115 兆円である。一方、完全報酬比例型年金厚生年金の場合、すべての者が最低年金額 (892,662 円) を越えるため国庫負担はない。

したがって、合計 115 兆円が将来期間の国庫負担である。これを、将来の国庫負担分の償却に充てるとすると将来の国庫負担分は

$$450 + 30 + (180 + 80 + 115) = 345 \text{ 兆円}$$

となる。これを永久償却すると年間約 9 兆円となる。まとめると、図 4-1-6 のようになる。保険料率は標準報酬ベースでは

$$1465 \text{ 兆円} \div 7428 \text{ 兆円} = 19.72\%$$

(標準報酬月額の最低 65,355 円なら、 $1465 \text{ 兆円} \div 7591 \text{ 兆円} = 19.29\%$ である。

総報酬ベースであれば、それぞれ、15.17%、14.48%となる。) である。

最低年金額分 (585,938 円) のケース

給付の総体を変えない、かつ、給付最低額は 585,938 円とすると給付代替率を上げることが可能となる。我々の試算では給付代替率は 0.595 となった。このときの結果を掲げる。

まず、完全報酬比例型国民年金の将来債務は、

$$248 \text{ 兆円} + 64 \text{ 兆円} = 312 \text{ 兆円}$$

となる。また、完全報酬比例型厚生年金の将来債務は、

$$1189 \text{ 兆円} + 113 \text{ 兆円} = 1297 \text{ 兆円}$$

となる。また、国庫負担は図 4-1-2 にあげたように最低年金額を下回る者だけを対象とすることにすると、報酬比例型国民年金の将来給付債務のうち、最低年金額分 (585,938 円) の将来給付債務は 64 兆円である。一方、完全報酬比例型年金厚生年金の場合、すべての者が最低年金額 (892,662 円) を越えるため国庫負担はない。したがって、合計 64 兆円が将来期間の国庫負担である。財政再計算等で予定されている将来期間に対する国庫負担より 196 兆円少ない。これを、過去債務の償却に充てるとすると過去債務は

$$480 - (180 + 80 - 64) = 284 \text{ 兆円}$$

となる。これを永久償却すると必要な財源は年間約 7 兆円（1999 年度価格）となる。まとめると、図 4-1-7 のようになる。保険料率は標準報酬ベースでは

$$1546 \text{ 兆円} \div 7428 \text{ 兆円} = 20.81\%$$

（標準報酬月額の最低 65,355 円なら、 $1546 \text{ 兆円} \div 7591 \text{ 兆円} = 20.36\%$ である。総報酬ベースであれば、それぞれ、16.01%、15.66% となる。）である。

（6）結語にかえて

本章のように、完全報酬比例型年金の試算の問題点は、

1. 国民年金被保険者の所得の捕捉
2. 捐出・給付単位の設計
3. 標準報酬の設定（上限と下限）
4. 給付代替率
5. 最低年金額

をどのように設定するかによって結果が異なることである。とくに、上記の 1 と 3 は結果に保険料率の計算に重大な影響を与える。この仮定には、より精緻なデータに基づいた検証を経た上での再計算が必要となる。

また、第 3 章で提案している制度改革案の第 1 案では完全な所得比例給付とされているから、仮に、現行の第 3 号被保険者の所得を 0 とすると、第 3 号被保険者には給付はないことになる。我々の計算では、代替率から計算した第 1 号、第 2 号の給付に第 3 号の給付と最低保障給付を加えて、給付の総体が現行制度と同じとなるようにしている。第 1 案に基づいて計算をするなら、この計算の第 1 号、第 2 号の給付と第 3 号の給付を合わせたものが、所得比例年金の給付ということになり、受給者は現行の第 1 号と第 2 号だけということになる。この前提、つまり、現行の第 3 号は所得がなく、負担も給付もないという前提で、第 1 案の場合の代替率を計算すると、対標準報酬で 64.26%、第 2 号を総所得ベースに置き換えると 58.44% ということになる。保険料率は、もともと第 3 号は保険料を払わないことを前提に計算しているので、先の計算通り 20.81%^{vi} となる。現実には、第 3 号被保険者も一定の所得があり、第 2 案のような制度改革を行えば、第 3 号も保険料を払い、それに見合った給付を受けることになる。従って、給付の総体が変わらないという前提の下では、実際は、代替率も、保険料率も、これより低くなることには注意が必要である。

付録

人口推計については、1997年1月の国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく。

1 厚生年金保険 被保険者の推計手順

被保険者の推計は、年齢別人口に労働力率、公的年金加入率で案分する方法をとる。厚生年金加入率は、任意適用事業所の存在があったので、別途考慮の必要がある。

被保険者の算出式

$$wpim(i,t) = popm(i,t) \times lprm(i,t) \times pprm(i)$$

$$wpif(i,t) = popf(i,t) \times lprf(i,t) \times pprf(i)$$

ただし、 $wpim(i,t)$ はt年にi歳の男子の被保険者数、 $wpif(i,t)$ はt年にi歳の女子の人口を表す。同様にして、 $popm(i,t)$ は男子の人口、 $popf(i,t)$ は女子の人口を意味し、 $lprm(i,t)$ は男子の労働力率、 $lprf(i,t)$ は女子の労働力率、 $pprf(i,t)$ は男子の公的年金加入率、 $pprm(i)$ は男子の公的年金加入率、 $pprf(i)$ は女子の公的年金加入率を指す。公的年金加入率を考慮するのは、任意適用事業所のことがあるためである。

注1) 59歳以下の厚生年金年金受給者は対象が船員だから考慮しない。

保険料収入の算出式

$$rwm(i,t) = wpim(i,t) \times maem(i,t) \times crm(t)$$

$$rwrf(i,t) = wpif(i,t) \times maef(i,t) \times crf(t)$$

ただし、 $rwm(i,t)$ はt年のi歳男子の保険料総額、 $crm(t)$ はt年の保険料率である。

2 厚生年金保険 受給者の推計手順

受給者の推計は、『事業年報(社会保障庁編)』の中に掲載されている厚生年金の受給者状況の既裁定と新規裁定の資料に基づき算出する。まず、既裁定の年齢別受給者に失権率を乗じ、さらに、新規裁定の受給者を60~64歳の各階級に加えていく方法をとる。

受給者の算出式

$$wpbm(i,t) = wpim(i-1,t-1) \times lprrm(i-1)$$

$$wpbf(i,t) = wpif(i-1,t-1) \times lprrf(i-1) \quad (i = 60 \dots \text{歳})$$

ただし、 $wpbm(i,t)$ は、t期にi歳の男子の受給者数、 $wpbf(i,t)$ は、t期にi歳の女子の受給者数を表す。また、 $wpim(i-1,t-1)$ は、t-1期にi-1歳の男子の被保険者数、 $wpif(i-1,t-1)$

は、 $t - 1$ 期に $i - 1$ 歳の女子の被保険者数を意味する。 $lprrm(i-1)$ は、 $i - 1$ 歳の男子の失権率、 $lprrf(i-1)$ は $i - 1$ 歳の女子の失権率を指す。

注 2) 旧法の受給者については、既裁定者を失権率で減少させていく方法をとる。

注 3) 通算老齢年金については、転職のことを考慮しなければならない。

例) 自営業者から民間サラリーマンへの転職。民間サラリーマンから公務員への転職。

受給者の算出式

$$swbm(i+3,t) = wpif(i,t) \times rdpm(i,t) \times lprrf(i,t)$$

$$swbf(i-3,t) = wpim(i,t) \times rdpm(i,t) \times lprrm(i,t)$$

ただし、 $swbm(i+3,t)$ は、 t 期に $i + 3$ 歳の男子の遺族年金受給者数、 $swbf(i-3,t)$ は、 t 期に $i - 3$ 歳の女子の遺族年金受給者を表す。同様にして、 $wpim(i,t)$ は、 t 期に i 歳の男子の被保険者数、 $wpif(i,t)$ は、 t 期に i 歳の女子の被保険者数、 $rdpm(i,t)$ は、 t 期に i 歳の男子の有配偶者率、 $rdpf(i-3,t)$ は、 t 期に i 歳の女子の有配偶率を意味する。 $lprrm(i,t)$ と $lprrf(i,t)$ については、既に記述済み。

注 4) 夫婦間の年齢差は 3 歳とする。

注 5) 夫婦の学歴については、夫が妻よりも低い学歴になることはない（例、大卒女子には、大卒男子）

3 遺族厚生年金の給付額の算出式

以下の三つの内、どれか一つの方法を選択することになる（※）。

① 夫の厚生年金 × 3 / 4 + 基礎年金部分 + 子の加算（一人、224,400 円）

② 妻の厚生年金 + 基礎年金部分 + 子の加算

③ 妻の厚生年金 × 1 / 2 + 夫の厚生年金 × 1 / 2 + 基礎年金部分 + 子の加算

ただし、夫が死亡した時に、妻が 35 歳以上（18 歳未満の子供 0 人）であれば、40 歳から 64 歳までは基礎部分の代わり、中高齢加算がつく。また、65 歳以上でも経過世代の人までは経過的寡婦加算（段階的に給付額が減少し、昭和 31 年 4 月 2 日生以降消滅。）として給付する。

（※）算出式の選択については、以下の条件に従う（加入期間を考慮しない場合）。

$\text{aprf} / \text{aprm} < 2 / 3$ の時 → ①

$2 / 3 \leq \text{aprf} / \text{aprm} \leq 3 / 4$ の時 → ②

$3 / 4 < \text{aprf} / \text{aprm}$ の時 → ③

ただし、aprf は男子の平均標準報酬月額、aprm は、女子の平均標準報酬月額を表す。

参考文献

1. 角田保・小椋正立・高木安雄(1998), 市町村国保の保険料負担の現状と改革, 国民健康保険と地方財政に関する研究, 財団法人 財政経済協会
2. 山本克也・佐藤格(2001), 公的年金制度を明示的に取り込んだマクロ計量モデル、日本年金学会誌 20 号
3. 厚生統計協会,『保険と年金の動向 1999 年版』
4. 厚生省年金局監修(1995),『年金と財政』
5. 厚生省年金局(1999),『平成 11 年版 年金白書 21 世紀の年金を「構築」する』, 社会保険研究所
6. 厚生省年金局数理課 (2000)、厚生年金・国民年金数理レポート 1999 年財政再計算結果、法研
7. 社会保険庁,『事業年報』, 各年版

ⁱ年金財政収支計算については、厚生労働省年金局数理課のお世話になった。特に、弓場美裕課長補佐からは詳細な計算方法のご指導を賜った。記して感謝申し上げる。また、本稿で使用した年金財政予測プログラムは国立社会保障・人口問題研究所の一般会計プロジェクト「社会保障の社会経済への効果分析モデル研究開発事業」でプロトタイプを開発し、厚生科学研究費補助金「少子高齢社会と社会保障制度のあり方に関する総合的研究」の研究用にこれを改造したものを使用している。プログラムの開発にあたっては、岡田壮一郎（あさひ銀行）、斎藤真二（農林中央金庫）、青山一基（慶應義塾大学理工学部）の各氏のお世話になった。もちろん、本稿に残されている誤りのすべては筆者のみの責任である。また、本稿における見解の全ては筆者個人のものであることをお断りしておく。

ⁱⁱ これは、表 1 でみたように、国民年金の被保険者の所得水準が低くなっているからである。

ⁱⁱⁱ ここで、考慮に入れなければならないのは、3 号被保険者の給付額である。現行の厚生年金保険は、世帯単位を念頭に入れた給付体系を取っている。上記のように計算した場合、夫婦からは 3 号被保険者分が欠落した代替率になってしまう。しかし、3 号を考慮して代替率を計算した場合、単身の代替率は逆に大きくなってしまう。報酬比例型年金は、どのような拠出単位、給付単位を構成するかということも重要な問題となるが、今回は、3 号被保険者の給付を 1 号被保険者と同様に扱うこととする。

^{iv} 厚生年金保険を完全報酬比例年金にする場合、詳細な検討を要するのは標準報酬月額の設定である。我々の推計では、賃金センサスより賃金所得の 4 階層を求めていたために、推計値が過小になっている可能性もある。この点は今後の解題である。

^v 3 号被保険者の給付額は最低年金額としているために、3 号分は事実上、国庫負担で賄われることと同義となる。

^{vi} 最低年金額分（585,938 円）のケース

図4-1-1 報酬比例年金と基礎年金の比較

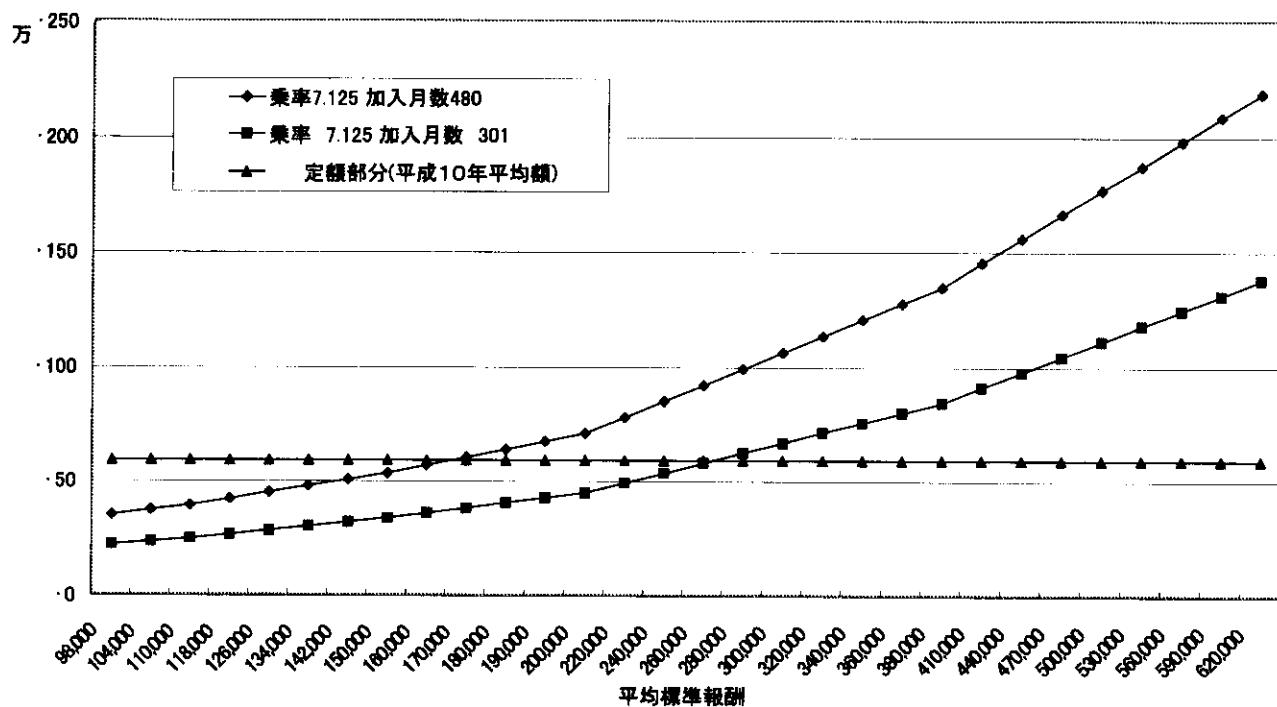


図4-1-2 完全得比例年金概念図

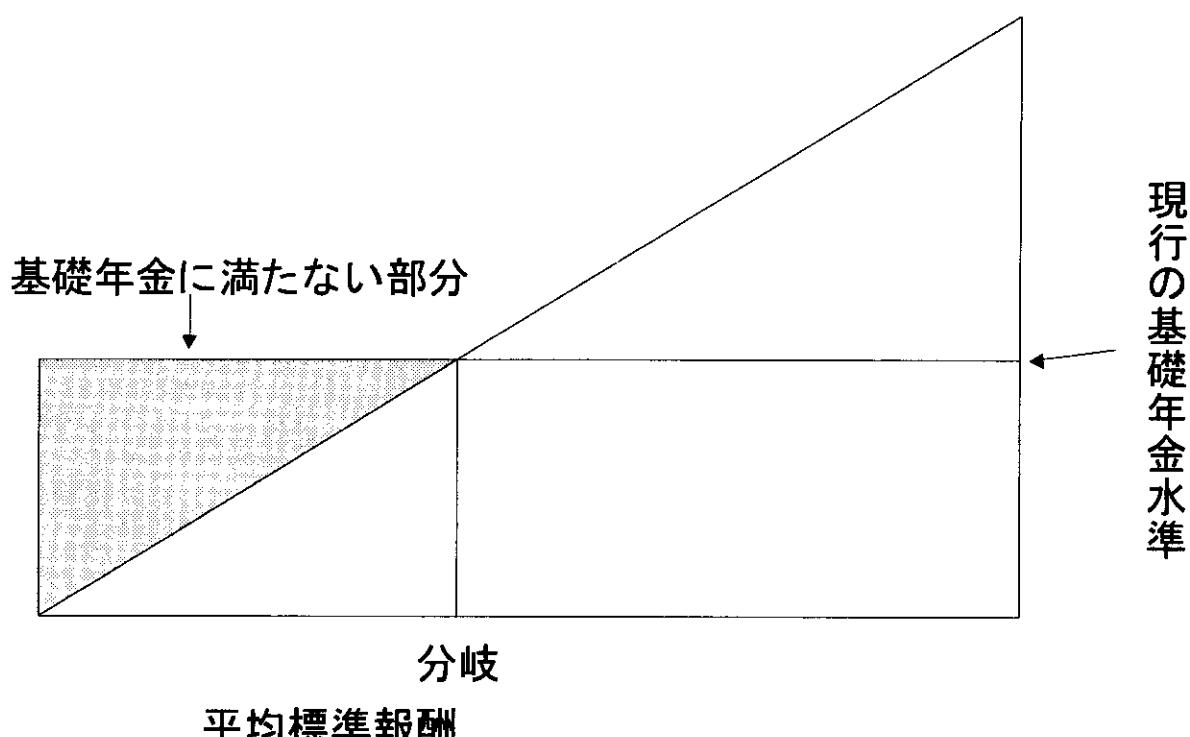


図4-1-3 報酬比例年金と基礎年金額の関係

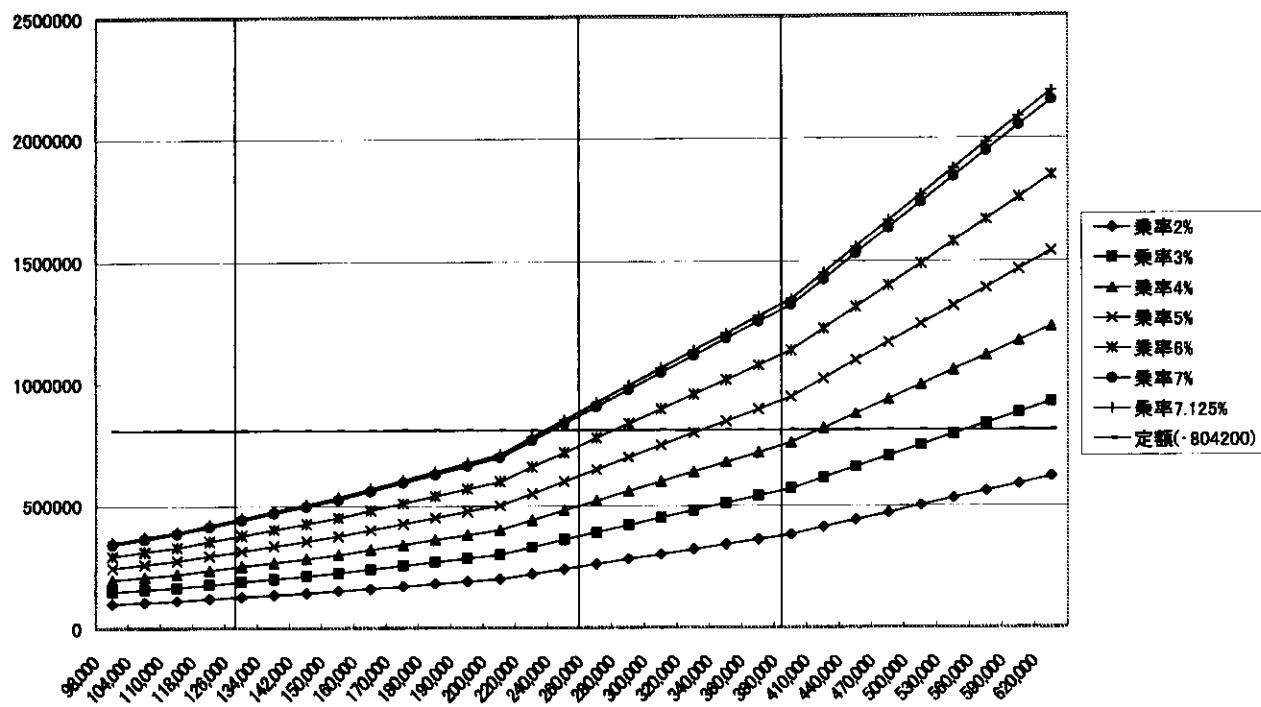


図4-1-4 報酬比例年金と基礎年金額の関係

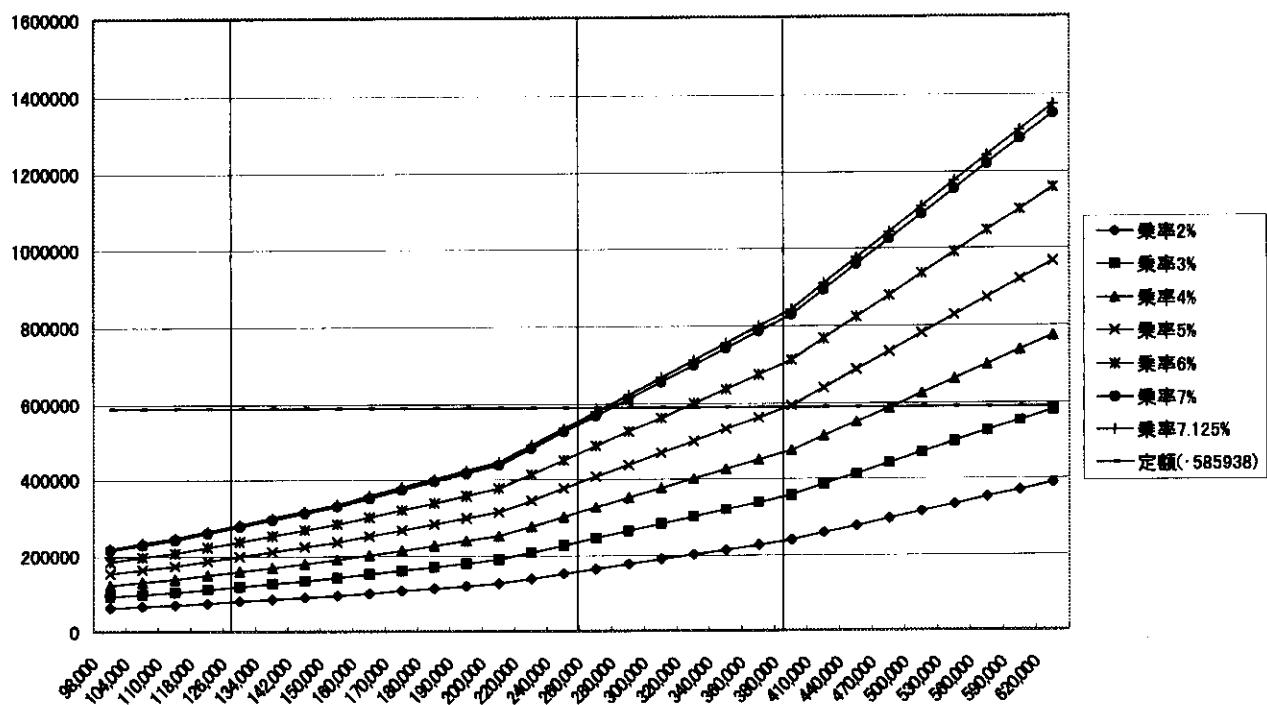


表4-1-5

完全報酬比例年金の給付債務と財源構成

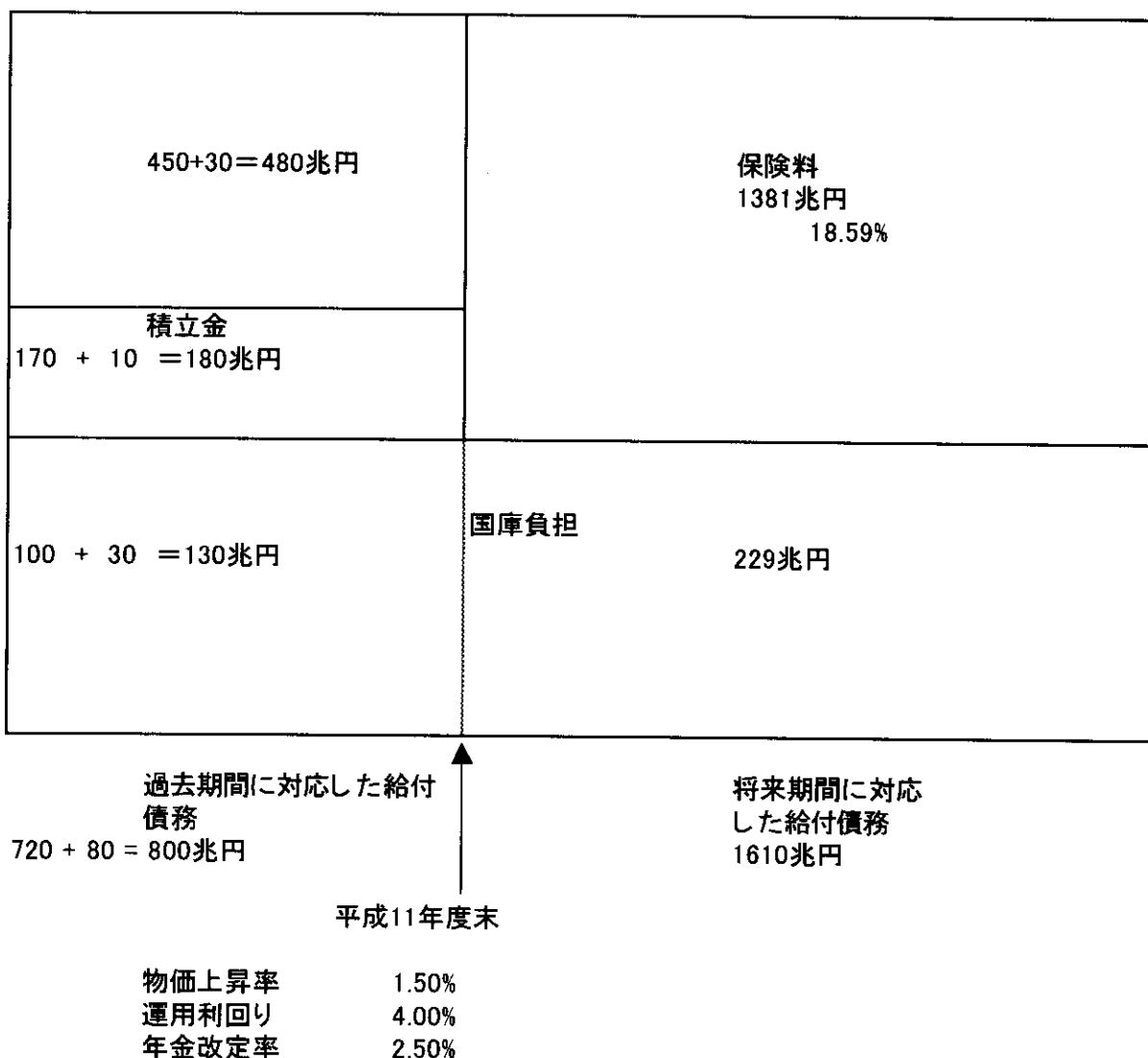


表4-1-6

完全報酬比例年金の給付債務と財源構成

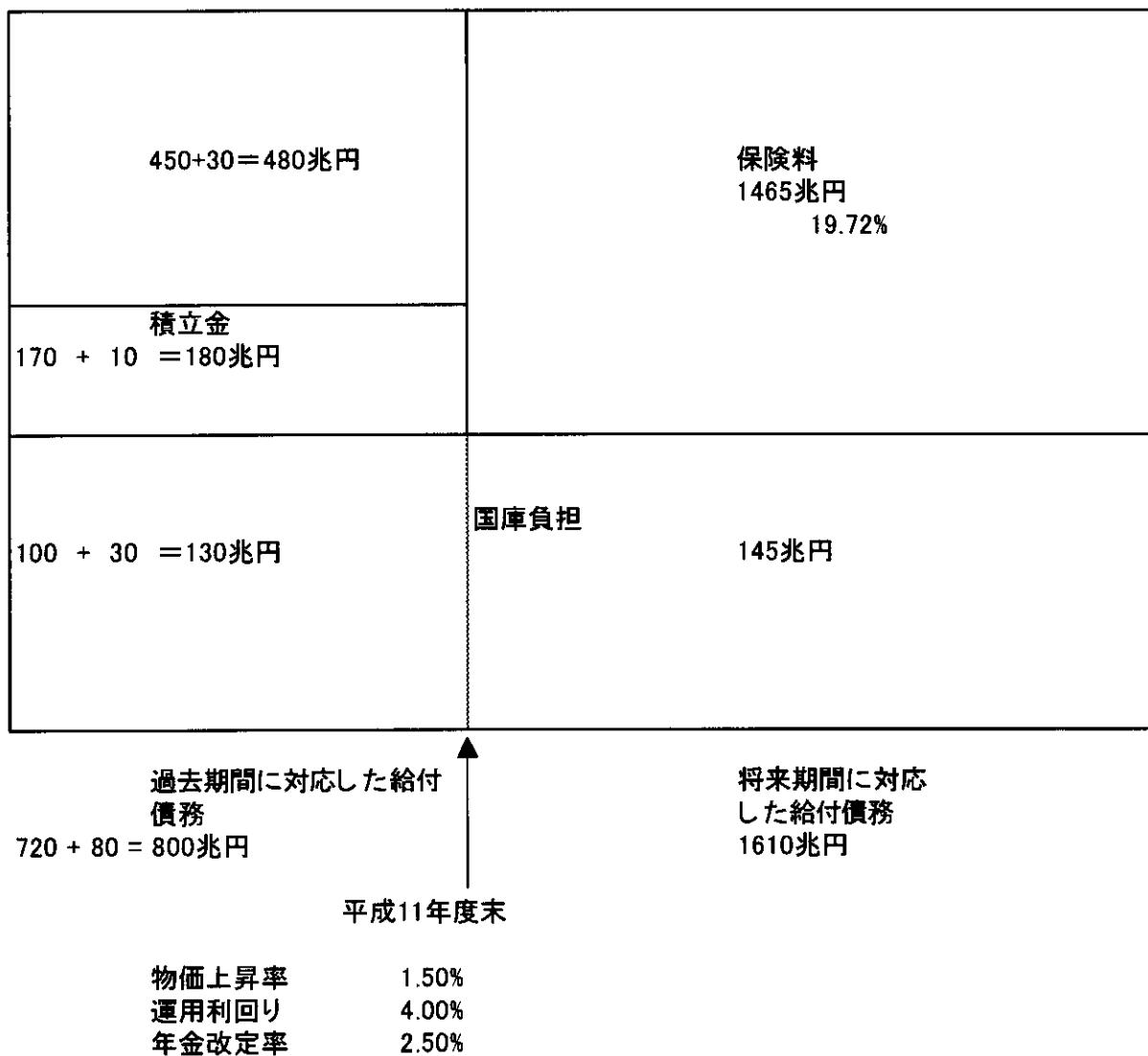
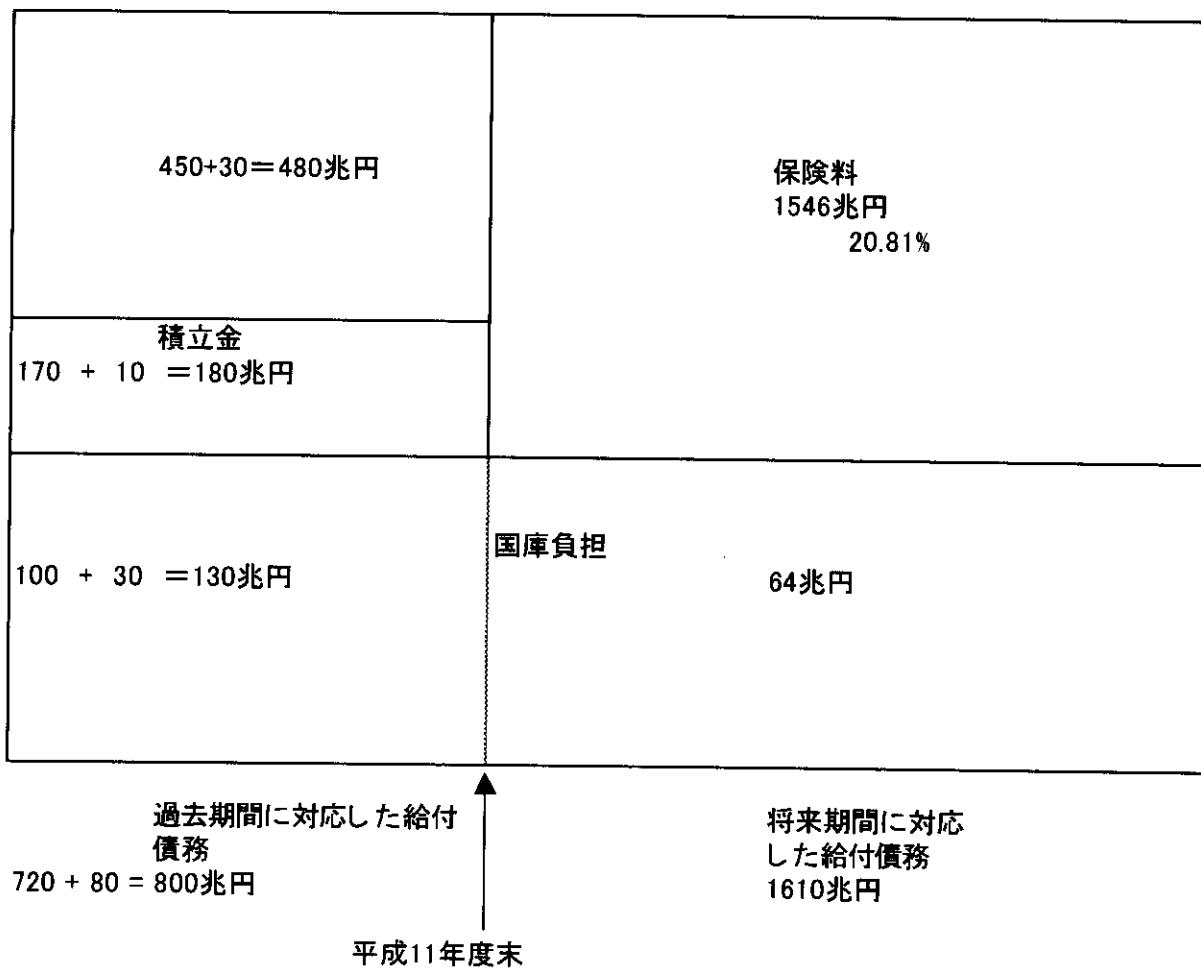


表4-1-7

完全報酬比例年金の給付債務と財源構成



物価上昇率 1.50%
運用利回り 4.00%
年金改定率 2.50%

2、税法式年金の財政試算

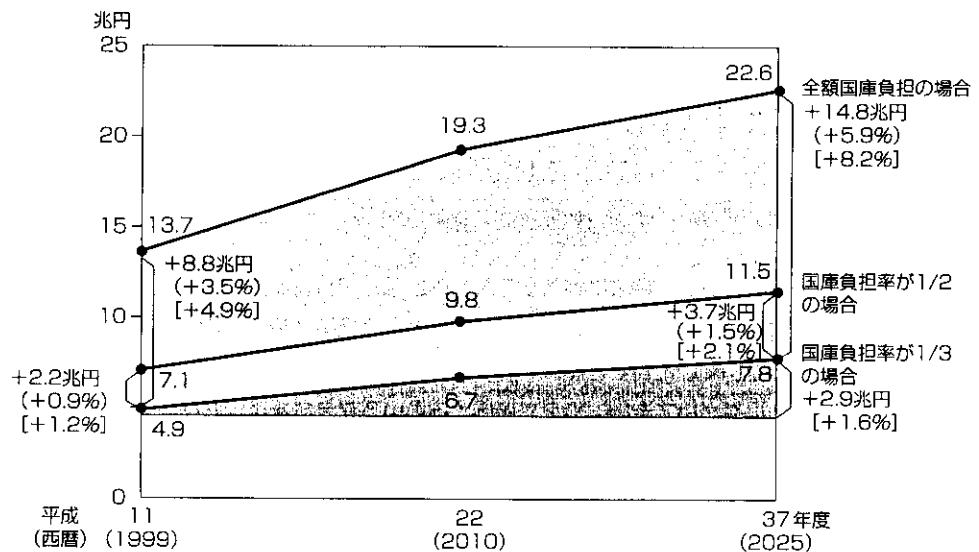
基礎年金を税方式とする第2案については、同様の案に関する財政試算が多くの研究者によって行われている。また、制度当局からも、一部試算が公表されている。本研究においては、これまで試みられてこなかった第1案（完全所得比例型の給付）についての財政試算に主な力を傾注してきたため、第2案についてまで、モデルを使った細かな試算を行うことができなかった。そこで、制度当局から出されている数値をもとに、荒い試算を行うこととした。

第3章で述べたように、給付の総体（将来にわたる給付総額の現在価値）は、1階部分、2階部分とも現行制度と変わりないという前提で、経済的、人口的な基礎数も、財政再計算と同じという前提で試算する。それは、1階部分については、現行制度において、基礎年金の3分の1の国庫負担を10割にした場合と財政的には同じになる。図4-2-1は、厚生労働省年金局が試算した基礎年金国庫負担額の見通しである。これによれば、基礎年金の国庫負担を10割にすれば、1999年度において13.7兆円（3分の1の場合に比べ8.8兆円増）、2025年度において22.6兆円（同14.8兆円増）の国庫が必要になる。（1999年度価格）仮にこの財源を、年金目的税としての消費税の増税で賄うとすれば、1999年度において+3.5%（つまり税率を8.5%に引き上げる）、2025年度において+5.9%（税率を10.9%に引き上げるⁱ⁾の増税が必要になると試算されている。

また、この財源を所得税に求めると、多少年度はズれるが、1997年度の源泉所得税+申告所得税の額は、約20.7兆円であるから、8.8兆円の増税となれば42.5%、14.8兆円の増税となれば71.6%、所得税の増税を行わなければならない勘定になる。ⁱⁱ⁾所得増による大幅な自然増収が見込めない限り、制度的な増税でこの財源を賄うのは極めて困難であろう。

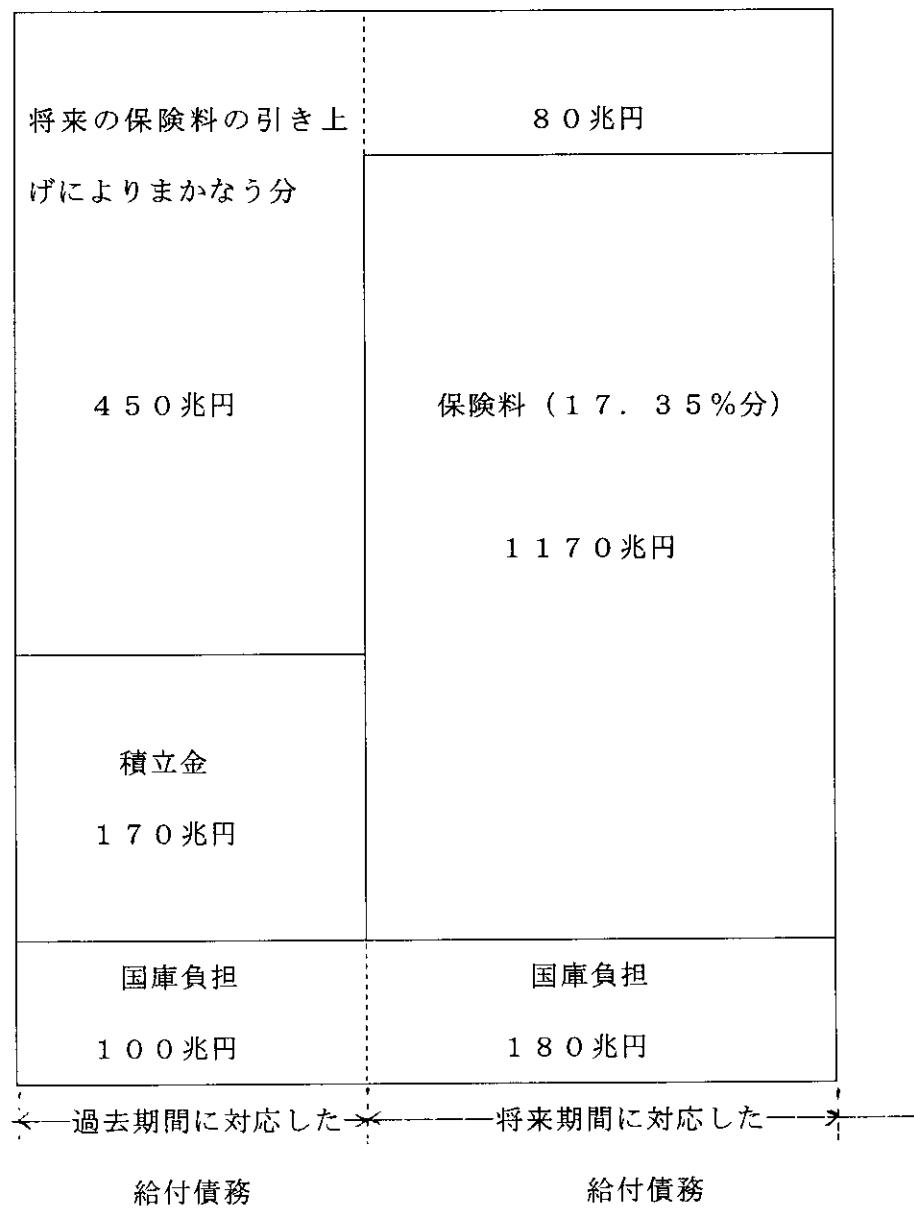
一方、2階部分の保険料はどのようになるであろうか。図4-2-2は、第3章でも用いた厚生年金の給付現価と財源構成の図であるが、この「ハコ」の大きさが変わることなく、基礎年金部分の国庫負担が10割になった状態を想定すると、図4-2-3のようになる。ここで、過去期間に対応した給付現価に係る国庫負担が3倍にならないのは、経過的な特別国庫負担があることと、積立金のうち基礎年金の給付に充てられるべきであった

図 4－2－1 基礎年金国庫負担額の見通し
(平成11(1999)年度価格)



- (注) 1. 平成11(1999)年度は予算額です。
- 2. 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担等を含みます。
- 3. () 内は国庫負担の増分を「年金目的消費税」率換算した数値です。1%当たり2.5兆円。
- 4. [] 内は国庫負担の増分を現行税制による消費税率換算した数値（地方消費税分を含まない）です。1%当たり1.8兆円。

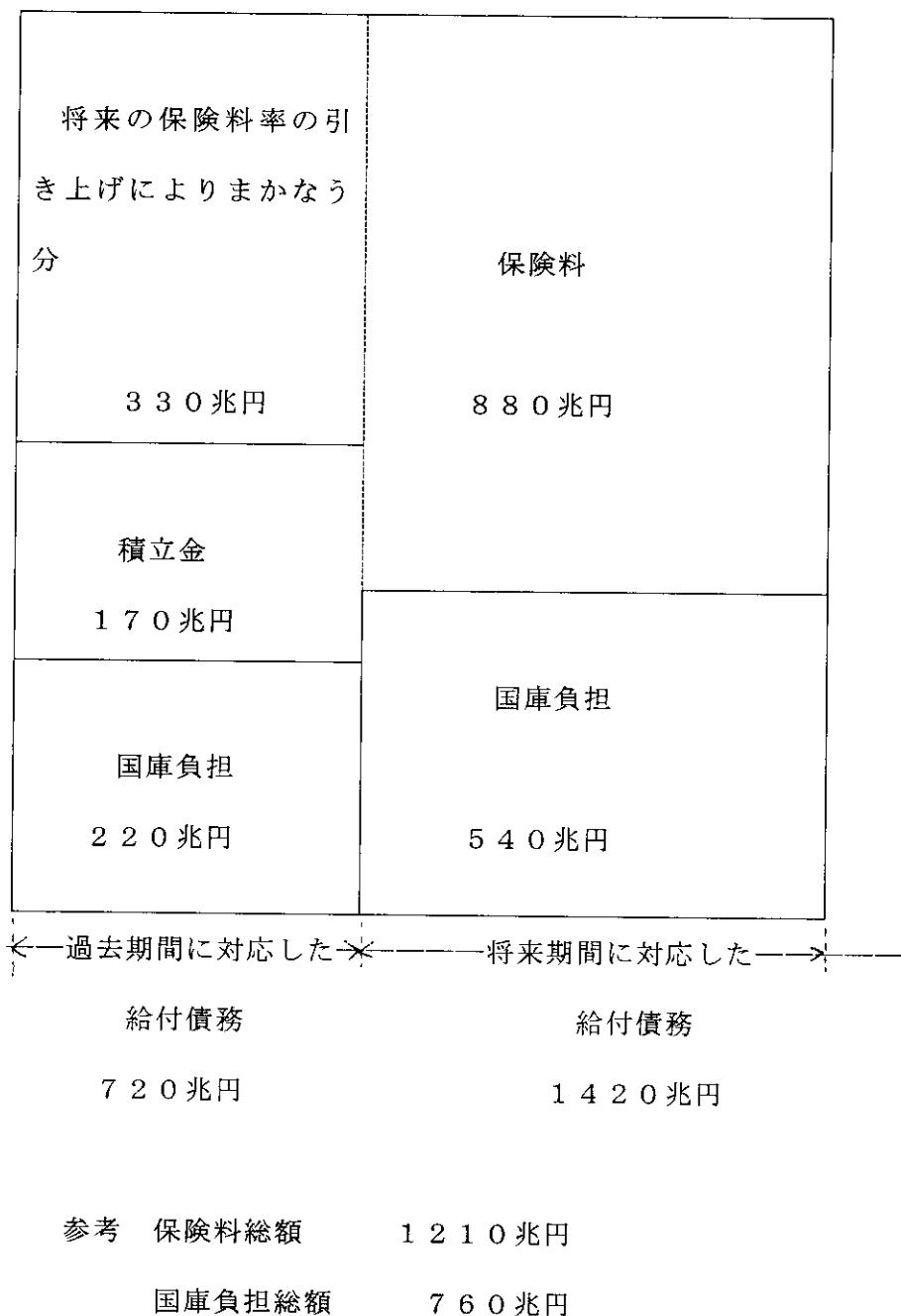
図4-2-2 厚生年金の給付債務と財源構成（現行制度）



参考 保険料総額 1700兆円

国庫負担総額 280兆円

図4-2-3 厚生年金の給付債務と財源構成（基礎年金全額国庫負担の場合）



部分があることによる。つまり、ここでの想定は、基礎年金の給付に充てられるべきであった積立金は国庫負担の減に充てられるという前提になっている。これに対し、将来期間に対応した給付原価に係る国庫負担についてはそうした要素がないので、単純に3倍になる。ⁱⁱⁱこの図をもとに、2階部分の保険料を計算すると、将来期間に対応する保険料率は、

$$0.1735 * 880 \text{兆円} / 1170 \text{兆円} = 0.1305$$

つまり、保険料率約13%となる。また、過去期間に対応する給付のうち積立金で賄う部分以外の給付を賄うための保険料率は、

$$0.1735 * 330 \text{兆円} / 1170 \text{兆円} = 0.0489$$

つまり、約4.9%となる。将来期間と過去期間に対応する保険料率をくわえたもの、つまり

$$13\% + 4.9\% = \text{約} 18\%$$

が、第2案の2階部分に必要な保険料率ということになる。

しかし、これだと、基礎年金を全額国庫として税負担を求めながら、2階部分の保険料を引き上げるということになり、とうてい受け入れられるものではない。そこで、いったん保険料率を4%（17.35%から13.35%に）引き下げ、段階的に引き上げることとした場合どのような姿になるかを試算してみた。表4-2-1は、厚生労働省年金局が公表している、国庫負担3分の1と2分の1の場合の保険料率の想定であるが、これをもとに国庫負担10割のケースを荒く計算してみると、表4-2-2のようになる。このように、保険料率をいったん13.35%に引き下げた場合の最終保険料率はおおむね19%程度になると考えられる。

ⁱ 2025年度においては、現行の国庫負担3分の1の場合でも、1999年度に比べ2.9兆円の国庫負担増が必要になってくる。全額国庫負担の場合、これに加えて14.8兆円の財源が必要であるから、これらをすべて年金目的消費税で賄うとすれば、

$(2.9 + 14.8) \div 2.5 = 7\%$ の税率アップが必要になる。

ⁱⁱ 地方交付税交付金を計算に入れればこれ以上の増税が必要になる。

ⁱⁱⁱ この場合も、20歳未満の障害基礎年金に係る特別国庫負担のように単純に3倍にはならないものもあるが、4捨5入の範囲であり、ここでは無視している。

表4-2-1 厚生年金の保険料率の見通し（現行制度）

年度	国庫負担3分の1の場合の保険 料率	国庫負担2分の1の場合の保険 料率
平成12(2000)	17.35%	17.35%
13(2001)	17.35%	17.35%
14(2002)	17.35%	17.35%
15(2003)	17.35%	17.35%
16(2004)	19.85%	18.65%
17(2005)	19.85%	18.65%
22(2010)	22.35%	20.95%
27(2015)	24.85%	23.25%
32(2020)	27.35%	25.2%
37(2025)	27.6%	25.2%
以後	27.6%	25.2%

注：いずれも標準報酬換算

表4-2-2 厚生年金の保険料率の見通し（基礎年金全額国庫負担の場合）

年度	保険料率
平成12（2000）	13.35%
13（2001）	13.35%
14（2002）	13.35%
15（2003）	13.35%
16（2004）	15.25%
17（2005）	15.25%
22（2010）	17.15%
27（2015）	19.05%
32（2020）	19.05%
37（2025）	19.05%
以後	19.05%

注：当初の保険料率を13.35%、以後5年ごとに27年まで1.9%引き上げるもの

として計算

1.9%は、国庫3分の1の場合が2.5%、2分の1の場合が2.3%（2.25%）

であることから単純に比例的に求めたもの。

第5章 年金改革に関する議論

年金制度改革に関する最近の学者、政党、団体の意見、議論を、(1) 財源方式、(2) 運営方式、(3) 厚生年金の2階建て部分の運営方式、(4) 世代間の公平性、(5) 年金空洞化問題、(6) 女性の年金問題、(7) 労働環境、就業形態変化への対応、(8) 積立金の役割、(9) 保険料水準、(10) 国庫負担の意義、水準、(11) その他に分類して、レビューを行った。

その結果は、次項以降の通りである。

A. 論文の収集方法及び整理方法

国立国会図書館雑誌記事情報データベースを活用し、上記の10のテーマをキーワードとして、最近2年間の論文記事を検索した。さらに、TRC図書館流通センターの書籍検索データベースを活用し、同様に最近2年間の書籍を検索した。

これらを統合し、約50の主要な書籍、論文を抽出して入手し、各テーマごとにサマリーを作成したうえで、これらにある提言・主張の内容を整理した。

B. 本章の構成

本章は上記の方針にしたがい、以下のように整理した。

①分類項目別 論点のまとめ表

※テーマ毎に主要論文・書籍の提言・主張の内容を整理

②分類項目別 論文の要旨

※論文テーマ

(A)論文タイプ：理論／レビュー／実証

(B)目的・課題・仮説：主張・議論・検証の内容

※論文の内容

(A)主張の内容（イントロダクション）

(B)主張の根拠（モデル）

(C)具体的提言（コンクルージョン、インプリケーション）

1 分類項目別 論点のまとめ表